

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国道175号西脇北バイパス津万高架橋（P13-P21）PC上部工事現場実証業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11
契約締結日	令和 4年 3月25日
契約の相手方の氏名及び住所	大日本土木株式会社 大阪支店 大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥7,425,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥7,425,000-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、別途発注された西脇北バイパス津万高架橋（P13-P21）PC上部工事（新技術活用促進Ⅱ型）にて技術提案された新技術の現場実証を行うものである。また、公告時に配布する特記仕様書に上記工事の受注者と別途委託業務を随意契約で締結する予定であることを記載していた業務である。</p> <p>「新技術導入促進Ⅱ型」工事とは、実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、別途発注される工事によって新技術の有効性等を現場検証するものである。</p> <p>本業務は、提案された新技術の現場検証を行うことから、当該新技術を採用する上記業者でないと品質向上等の公共工事に及ぼす影響を検証することができない。また、当該工事の受注者であることから適切な業務執行が出来ること共に、万が一障害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。</p> <p>以上のことから、本業務を実施できる唯一の業者であり、この者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p> <p>随意契約の根拠法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備考	